

第6節 最近の動向を踏まえた取組

1 宇宙開発利用に関する取組

専守防衛を旨とするわが国にとっては、各種事態の兆候を事前に察知するための情報収集機能やわが国周辺海空域の警戒監視機能を強化する上で、また、自衛隊が国際平和協力活動などにおける通信手段などを確保する上で、いかなる国家の領域にも属さず、地表の地形などの条件の制約を受けない宇宙空間の利用は極めて重要である。

08(平成20)年5月、宇宙基本法¹が成立し、施行されたことを受け、わが国における宇宙開発利用は、国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念に則り行われることがより明確となった。また、国は、国際社会の平和および安全の確保ならびにわが国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずることとされた。

宇宙基本法に基づき、内閣に設置された宇宙開発戦略本部は、09(同21)年6月、宇宙を活用した安心・安全で豊かな社会の実現、宇宙を活用した安全保障の強化など6つの方向性を柱とした宇宙基本計画を決定した。

また、22大綱において、情報収集および情報通信機能の強化などの観点から、宇宙の開発および利用を推進することとされた。

一方、防衛省においては09(同21)年1月に、宇宙開発利用推進委員会において、「宇宙開発利用に関する基本方針について」(基本方針)を決定した。基本方針においては、個々の装備品やシステムを有機的に接続させることにより、状況把握、情報共有、指揮・統制などの高度化を実現し、装備の集合体として最大限の能力を発揮することに防

衛力の整備の重点が置かれていることを踏まえれば、防衛分野において宇宙空間の特性を利用することは極めて有益であり、特にC4ISR²の機能を強化する有効な手段であるなどの考え方を示している。

今後、防衛省としては、宇宙基本計画、22大綱、基本方針などを踏まえ、関係府省との連携を図りつつ、安全保障分野における宇宙開発利用を推進していくこととしている。平成24年度においては、①宇宙を利用したC4ISRの機能強化のための調査・研究、②Xバンド衛星通信の整備・運営、③米空軍宇宙基礎課程への派遣などの事業に取り組むこととしている。このうち、Xバンド衛星通信の整備・運営は、防衛省・自衛隊で作戦部隊の指揮統制などのために使用している通信衛星のうちの2機(スーパーバードB2号、D号)が平成27年度中に設計寿命を迎える予定であることを踏まえ、これら衛星通信網の再構築を行うものである。再構築に際しては、昨今の通信所要の増加に対応できるように、対妨害性にも優れた高速大容量通信を可能にするほか、通信システムの統合を進め、動的防衛力の構築に資するものとする。また、費用対効果の最大化を図る観点から、PFI³方式によって事業を行うこととし、平成24年度予算において衛星の製造から設計寿命までを通じた19年分の所要経費(約1,224億円)を計上しているところである。本事業では、入札などについては一般競争入札により透明性、公正性を担保した上で、安全保障の観点から提案内容を厳密に審査し、適切な管理体制や保全措置を取ることが求められることとしている。

2 サイバー空間の安定的利用に関する取組

情報通信技術は、その急速な発展と普及にともない、現在では社会経済活動における基盤として必要不可欠なもの

となっている。その一方で、ひとたびシステムやネットワークに障害が起きた場合、国民生活や経済活動に大きな

1 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/about2.html>> 参照

2 Command, Control, Communication, Computer, Intelligence, Surveillance and Reconnaissanceの略で、「指揮、統制、通信、コンピュータ、情報、監視、偵察」の各機能の総称

3 Ⅲ部4章2節2 参照

打撃を与える可能性がある。このような認識のもと、05(平成17)年に、わが国の情報セキュリティ対策の基本戦略を決定する「情報セキュリティ政策会議」と、その遂行機関である「内閣官房情報セキュリティセンター」(NISC)が設置され、以後、わが国の情報セキュリティ問題に関して、NISCが主導的な役割を担う形で、官民の各主体による様々な取組が進められてきた¹。

10(同22)年5月には、情報セキュリティ政策会議において、平成22年度から平成25年度を対象とした包括的な戦略として「国民を守る情報セキュリティ戦略」が策定された²。同戦略においては、大規模サイバー攻撃事態における政府の初動対処態勢の整備やサイバー攻撃に対する防衛分野での体制の強化、サイバー攻撃への対処にかかる国際連携の強化など、わが国の安全保障の面においてもきわめて重要な施策が盛り込まれた。

防衛省は、警察庁、総務省、経済産業省と並んで、NISCに対して特に協力をする省庁の一つとされており、NISCを中心とする政府横断的な取組に対し、サイバー攻撃対処訓練への参加や人事交流、サイバー攻撃に関する情報提供を行うなど防衛省・自衛隊が持つ知識・技能を提供することで寄与している。

また、防衛省は、11(同23)年9月に報道された防衛関連企業に対するサイバー攻撃事案を踏まえ、調達における情報セキュリティの確保に関する対策強化について検討を行い、防衛省の保護すべき情報を社内のサーバなどで取扱う企業に対する契約上の取り決めを次のとおり改正した。

- ① 保護すべき情報が保存されたサーバ/パソコンにウイルスなどへの感染または不正アクセスがあった場

合、または、このサーバ/パソコンの置かれたネットワークに接続されたサーバ/パソコンにウイルスなどへの感染があった場合には、直ちに防衛省へ報告することを義務化

- ② 責任者・連絡担当者を明らかにした連絡系統図の作成
- ③ 少なくとも週1回以上、ウイルス対策ソフトによるフルスキャンを実施
- ④ 保護すべき情報が社外へ漏えいしていないか、24時間365日監視
- ⑤ 保護すべき情報へのアクセス記録については、3か月以上保存
- ⑥ 暗号化対策の強化
- ⑦ 社員への教育・訓練の実施状況を監査により確認

さらに、防衛関連企業などに対するサイバー攻撃事案を受け、政府では、11(同23)年10月に設置した「官民連携の強化のための分科会」において対応策について検討を行い、その結果が12(同24)年1月に「情報セキュリティ対策に関する官民連携の在り方について」³と題して情報セキュリティ政策会議に報告された。報告では、各府省庁が組織内CSIRT⁴を整備し、官民を含む各組織内CSIRTの間で専門的、実務的な連携を図る必要性が指摘されており、緊急時などにおいてNISCを中核として能力を持った者が組織を越えて機動的に支援できるサイバー事案版のDMAT(Disaster Medical Assistant Team)を編成するなどとしている点が重要であり、防衛省としても、政府全体のセキュリティ向上に向けて、具体策の検討に積極的に参加し有意に貢献することとしている。

3 環境に関する取組

1 気候変動が安全保障環境に与える影響

地球温暖化による気候変動への関心が高まりを見せていることを背景に、近年、気候変動が安全保障に与える影響について考察する動きが広まっている。たとえば、10(平

成22)年2月に米国防省が発表した「4年ごとの国防計画見直し」(QDR)においても、気候変動を将来の安全保障環境の形成の上で重要な影響を与える要素の一つとして位置づけている。

このように、気候変動が安全保障環境にも様々な影響を

¹ 内閣官房情報セキュリティセンターの活動などについては、<<http://www.nisc.go.jp>>参照

² <<http://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/senryaku.pdf>>参照

³ <<http://www.nisc.go.jp/conference/seisaku/dai28/pdf/28shiryoku1-1.pdf>>参照

⁴ 情報セキュリティの確保を脅かすおそれのある事案に関する緊急時対応の機能を有した専門的な部隊。防衛省・自衛隊では「自衛隊指揮通信システム隊」(Ⅲ部1章2節3参照)などが該当

与え得るとの認識が共有されつつある中、わが国においても、22大綱において、長期的には気候変動が安全保障環境にもたらす影響にも留意する必要があるとの認識が示されたところであり、注目していくことが必要である。

2 環境保全への取組など

防衛省は、政府の一員として、政府の各種計画に基づき実施計画などを作成し、環境への様々な取組を積極的に推進している¹。

01(同13)年から、「防衛省環境月間、環境週間」を定め、全国の駐屯地なども含めて、地球温暖化防止など環境保全のための各種行事を行い、隊員などの環境保全意識の高揚を図っている。

また、自衛隊は、その施設や装備を維持管理するにあたり、環境保全の徹底や環境負荷の低減のための各種取組²を推進している。具体的には、自衛隊の庁舎などへの省エネ機器の設置や老朽化した車両の排ガス規制に対応し燃費に優れたエコカーへの買換えなどを進めている。こうした取組は、経済性に優れる上に、二酸化炭素の排出が低減されるなど環境保全にも大きな効果が期待できる。

さらに、在日米軍施設・区域をめぐる、環境保全に関する取組を行っており、10(同22)年12月の在日米軍駐留経費負担の包括的な見直しの結果においては、同年5月の「2+2」共同発表にある「緑の同盟」に関する日米間協力の一環として、よりエネルギー効率が高く環境に優しい設計を導入するなど、環境に配慮した施設の整備に努めることとされている。

4 海洋政策に関する取組

わが国周辺海域をはじめとする海洋をめぐる諸情勢を背景に、海洋国家であるわが国としても、海洋の平和的かつ積極的な開発および利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要である。このことにかんがみ、わが国の経済社会の健全な発展および国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的に、07(平成19)年7月に海洋基本法¹が施行され、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進する体制として、内閣に総合海洋政策本部が設置された。

同法に基づき、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する諸施策についての基本的な方針を定めた海洋基本計画²が、08(同20)年3月に閣議決定された。

海洋基本計画には、海洋の安全確保の観点から行われる周辺海域などにおける秩序の維持、海上交通の安全に関す

る取組および海洋由来の自然災害への対策、さらには海上輸送の確保など、わが国の安全保障上もきわめて重要な施策が盛り込まれた。

総合海洋政策本部においては、海洋調査データの一元化、離島の保全・管理のあり方³などについての関係省庁間の調整方針の検討が行われており、防衛省としても、関連分野で行っている業務を他省庁とより緊密に連携して行うことができるよう検討に参画している。

海洋基本計画には、海洋安全確保のための艦艇・航空機などの計画的な整備、不審船にかかる共同対処マニュアルに基づく訓練の実施などを推進する旨が規定されている。このため、防衛省は、平成24年度において、①護衛艦および潜水艦の建造や掃海・輸送機などの取得ならびに護衛艦および回転翼哨戒機の艦齢・機齢の延伸など海上の安全確保のための装備の整備、②潜水艦の静粛化などに対応した

3-1 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(07(平成19)年閣議決定)を受け、同年10月に策定した防衛省の実施計画、政府の環境基本計画に基づき03(同15)年に策定した「防衛庁環境配慮の方針」と05(同17)年1月に行った当該方針の見直しなど。防衛省の環境配慮の方針については、<<http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/index.html>>参照

2 具体的には、大気環境保全、水質保全、リサイクル、廃棄物処理のための対策や環境保全施設の整備、環境調査など。

4-1 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/about2.html>>参照

2 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/index.html>>参照

3 国土面積(約38万平方キロメートル)の約12倍に及ぶ排他的経済水域などの面積(約447万平方キロメートル)の管轄海域の適切な管理のため、09(平成21)年12月、総合海洋政策本部において「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」がとりまとめられた。また、10(同22)年5月、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律が成立し、同年7月には、同法に基づき、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画が閣議決定された。

ソーナー技術や能力の向上した潜水艦用魚雷などの研究開発、③ソマリア沖・アデン湾における海賊対処、④不審船対処にかかる共同訓練といった海上保安庁との連携強化などに取り組むこととしている。

参照 Ⅲ部3章3節



警戒監視活動中のP-3C哨戒機



コラム

VOICE

解説

Q&A

海洋安全保障に関する取組

海自は、12(平成24)年4月にインド洋海軍シンポジウム (IONS : Indian Ocean Naval Symposium) に初めてオブザーバー参加した。シンポジウムでは、アフリカ諸国を含むインド洋周辺国の海軍参謀長の間で、海洋安全保障に関する課題について話し合われた。

昨今の安全保障環境の変化などを受け、22大綱では「運用」に焦点を当てた防衛力として「動的防衛力」を構築することとしている。海自は、これまで警戒監視活動といったわが国周辺における事態に対応するための活動に加え、地域およびグローバルなレベルでのより安定した安全保障環境の構築、特に自由で開かれた海洋秩序の維持のために海洋安全保障に関する活動にも積極的に取り組んできた。海洋国家たるわが国は、資源の大部分を海外に依存しており、わが国へ至る海上交通の安全確保は当然のこと、グローバルなレベルでの航行の自由の確保といった海洋秩序の維持は重要である。

これまでの様々な取組を通じて得た成果を、今回参加したシンポジウムをはじめとする多国間枠組を活用し、アジア太平洋地域だけではなく、わが国の海上交通路の通るインド洋周辺国をはじめとする世界各国と共有し、グローバルな安全保障環境の改善に取り組んでいく。



インド洋海軍シンポジウム

5 防衛装備品等の海外移転に関する基準

22大綱において、平和への貢献や国際的な協力、国際共同開発・生産を取り巻く大きな変化に対応するための方策について検討することとされたことを踏まえ、11(平成23)年12月、「防衛装備品等の海外移転に関する基準」が、内閣官房長官談話として発出された。

この基準は、防衛装備品などの海外への移転について、①平和貢献・国際協力に伴う案件と②わが国の安全保障に資する防衛装備品などの国際共同開発・生産に関する案件については、従来個別に行ってきた武器輸出三原則等の例外化措置における考え方を踏まえ、包括的に例外化措置を

講じるものである。

その際には、わが国政府と相手国政府との間で取り決める枠組において、わが国の事前同意なく、目的外使用や第三国移転がないことが担保されるなど厳格な管理が行われることが前提となる。

なお、武器輸出三原則等については、国際紛争などを助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものと認識しており、政府として、この基本理念は引き続き堅持していく方針である。

参照 資料20・21